

昭和35年国勢調査の概要

は し が き

わが国の国勢調査は、大正9年以来ほぼ5年ごとに行なわれており、昭和35年国勢調査は、その第9回目の調査にあたっている。また、昭和19年、20年、21年および23年には、全国的な人口調査が行なわれたが、これらの調査は、それぞれ特殊な行政上の目的によって行なわれたもので、法的根拠も国勢調査とは異なり、このため名称も人口調査となっている。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日

このように、国勢調査は昭和22年臨時国勢調査の前後を除いては、5年ごとに行なわれてきたが、その規模は調査によってかなり差異がある。戦前戦後とも、10年ごとの調査は、大規模な本調査として行なわれ、中間の5年目の調査は、簡易調査として行なわれてきた。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行なわれた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。戦後は、国勢調査結果利用度の高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、前回の昭和30年国勢調査は、簡易調査として行なわれたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。今回の昭和35年国勢調査は、大規模調査にあたっており、調査事項、集計結果表とも、前回の昭和30年のときより拡大されたことはもちろん、これまでの各回の調査と比較しても、今回の調査に匹敵する規模で行なわれた昭和25年国勢調査を除き、他のいずれの調査よりも規模の大きい調査であった。

調査の期日

昭和35年国勢調査は、昭和35年10月1日午前零時現在によって行なわれた。国勢調査の期日を10月1日とすることは、大正9年以来一貫しており、今回もとくにこれ

を変更する理由を認めなかった。

調査の根拠法令

戦前の各回国勢調査は、いずれも「国勢調査に関する法律」(明治35年12月1日法律第49号)に基づいて行なわれ、戦後、すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも「統計法」(昭和22年3月26日法律第18号)に基づいて行なわれている。

統計法は、政府または地方公共団体が作成する統計で行政管理局長官が指定したもの、すなわち「指定統計」に関して規定したものであるが、同法ではとくに国勢調査に関する条項を設け、その実施を定めている。

すなわち統計法第4条では、国勢調査を「政府が全国民について行う人口に関する調査」と定義し、その実施については「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」と規定している。この条文は、統計法制定当初は、単に5年ごとに国勢調査を行なわなければならないと規定してあったが、昭和29年4月に現在の条文に改正され、そのさい同法附則で、改正後の最初の簡易調査は、昭和30年に行なり旨定められた。この規定により、昭和35年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として行なわれたわけである。

国勢調査は、統計法第4条に基づいて行なわれるが、同時に国勢調査は「国勢調査の指定」(昭和22年5月2日内閣告示第21号)によって、「指定統計第1号」として指定されているので、同法および「統計法施行令」(昭和24年5月31日政令第180号)の指定統計に関する規定、すなわち申告義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等に関する規定が適用される。

さらに、昭和35年国勢調査の実施にさいしては、調査の内容および実施手続を定めたつぎの政令および関係告示ならびに訓令が制定された。これらは、調査の実施年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関するものと、調査の実施年に制定された調査の実施に関するものに分けることができる。

(調査区の設定に関する政令および訓令)

昭和35年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和34年8月28日政令第279号)

昭和35年国勢調査調査区設定心得(昭和34年8月28日総理府訓令第3号)

(調査の実施に関する政令、訓令および告示)

昭和35年国勢調査令(昭和35年4月25日政令第106号)

昭和35年国勢調査施行心得(昭和35年5月21日総理府訓令第6号)

昭和35年国勢調査令の規定に基づき、本州、北海道、四国及び九州に附属する島を定める件(昭和35年5月

前回の国勢調査で調査された事項は、すべて今回の調査でも調査されているが、今回の調査では、さらに「6.1年前の常住地」、「7.教育」、「9.結婚年数」、「10.出生児数」、「12.就業時間」、「17.従業地または通学地」の「通学地」、「22.家計の収入の種類」が追加されている。

今回追加された事項のうち、「1年前の常住地」と「家計の収入の種類」は、わが国の国勢調査で、今回初めて調査された事項である。「1年前の常住地」は人口移動の資料を得るために設けられた事項で、これに類するものとしては、昭和25年および昭和5年に「出生地」の調査が行われており、今回はこれに代わるものとして「1年前の常住地」が調査された。また「教育」および出産力に関する事項（「結婚年数」と「出生児数」）は、戦前の調査では調査されたことがないが、戦後は昭和25年の国勢調査で調査されている。ただし、内容的には、「教育」の調査を昭和25年には在学年数で調査したが、今回は在学または卒業学校の種類で調査していること、また、出産力に関する事項として、昭和25年には初婚か否かの別も調査したが、今回はこの調査を行っていないなどの差異がある。「就業時間」は、これまでに、昭和22年および昭和25年に調査したことがあり、「従業地・通学地」は、昭和5年にはこの両者を、昭和年30には従業地のみを調査したことがある。

調査の組織

昭和35年国勢調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一國勢調査指導員一國勢調査員の指揮系統を通じて行なわれた。

総理府統計局は、調査の企画、調査に用いる用品・書類等の準備、地方における調査実施業務の指導、調査結果の集計および公表を担当し、このため、經常の組織のほか、総理府統計局部内に「昭和35年国勢調査計画委員会」（昭和34年2月1日～35年1月5日）および「昭和35年国勢調査実施本部」（昭和35年1月5日～36年2月16日）ならびに各省との連絡協議を行なうため「昭和35年国勢調査連絡会」（昭和34年3月3日～36年2月28日）を設置した。

都道府県においては、それぞれの統計主管課が主として国勢調査の業務を担当し、総理府統計局からの市町村、指導員、調査員に対する調査用品および書類の配布、実施に関する指導、調査書類の取集等の業務は、すべて各都道府県の統計主管課を通じて行なわれた。

市町村においては、調査区の設定、指導員および調査員の内申および任命に伴う事務、指導員および調査員の指導、調査書類の取集検査等、調査の実施に直接関連する業務が行なわれた。

実地の調査は、昭和35年国勢調査のためにとくに任命された445,474人の国勢調査員によって行なわれ、また別に16,565人の国勢調査指導員が任命され、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわった。

21日総理府告示第163号)

昭和35年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件(昭和35年5月21日総理府告示第164号)

昭和35年国勢調査に従事する国勢調査員に携行させる国勢調査員証及び昭和35年国勢調査に従事する者に着用させる国勢調査従事者章を定める件(昭和35年6月15日総理府告示第172号)

調査の地域

昭和35年国勢調査は、本邦(調査の期日現在において、わが国の行政権がおよんでいる地域)の全域について行なわれた。したがって、つぎに掲げる諸島については調査を行なわなかつた。

- (1) 齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- (2) 婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- (3) 南島島および沖の島島
- (4) 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- (5) 硫黄島島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この調査の地域は、前述の告示第163号によって告示されたが、これを前回の昭和30年国勢調査と比較すると、告示の上では、北海道に附属する諸島の表現が相違しているが、調査の地域としては、前回の調査地域と全く一致している。

昭和30年以前の各回国勢調査の地域はかなり相違しているが、その差異のおもなものを述べると、まず戦前の調査では、戦後行政権のおよんでいない沖縄および平和条約によってわが国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査したのに対し、戦後の調査ではもちろんこれらの地域が含まれていないこと、および戦後の調査では、昭和26年および28年に復帰した吐噶喇列島および奄美群島が、昭和22年および25年の調査では調査の地域から除外されていたのに対し、昭和30年および今回の35年の調査では調査の地域に含まれていることである。

各回の調査地域および人口の異同は表1「各回調査の調査地域の人口および面積」(4頁)に示されているとおりである。

調査の対象

昭和35年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。ここで「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般の定義とは別に、それぞれつぎに述べる場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校、同法第83条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人について

は、居住期間にかかわらず、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿舎等)で調査した。

- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、調査の期日前に本邦の港湾を発し、調査の期日後3日以内に本邦の港湾に入った船舶に限る。)
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
- 5 監獄に在監する者のうち、死刑の確定した者および受刑者または少年院もしくは婦人補導院の在院者は、すべてその監獄、少年院または婦人補導院で調査した。
- 6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。

- 1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族
- 2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団および国際連合の機関の構成員(随員および家族を含む。)

注) わが政府の要請に応じ、それぞれ関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、昭和35年10月1日現在、上述の1の人口のうち、家族に該当する人口は合計30,053人、2に該当する人口は3,989人である。1に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

また、海外に居住する日本人については、旅行者または一時滞在者で自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は、前述の常住の定義により、自宅に常住している人として自宅で調査されたが、その他の人は、国勢調査の対象になっていない。在外本邦人のうち、在外日本公館員(家族を含む。)の数は、外務省の調査によると、昭和35年10月1日現在で2,362人である。

昭和35年国勢調査の調査の対象人口を、従来の国勢調査と比較すると、まず前回の昭和30年国勢調査では、常住の定義および在日外国人の取り扱いのいずれも一致している。昭和30年以前の国勢調査との主な相違はつぎのとおりである。

- 1 昭和25年以後の国勢調査では、常住人口の定義が、昭和30年および35年の国勢調査では、3か月以上住んでいるかまたは住もうと思っているかどうかを、判

定の基準としているが、昭和25年国勢調査では、これが6か月であった。

- 2 昭和22年以前の国勢調査では、現在人口を調査した。すなわち調査の対象を、それぞれ調査時に現在していた場所で調査した。
- 3 昭和10年以前の国勢調査では、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の国勢調査で調査の対象から除外された外交団等も調査された。
- 4 昭和15年の調査では、原則として昭和10年以前と同様に、現在人口を調査したが、軍人・軍属等については、それらが海外にあると否とを問わず、すべてその現住所(家族などのいる応召前の住所)で調査した。海外にいたと推定されるこのような人口は、約120万人である。

調査の事項

昭和35年国勢調査は、後に述べるような調査票(世帯票)により、つぎの事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- 1 氏名
 - 2 世帯主との続柄
 - 3 男女の別
 - 4 出生の年月日
 - 5 国籍
 - 6 1年前の常住地
 - 7 教育
 - 8 配偶の関係
 - 9 結婚年数
 - 10 出生児数
 - 11 就業状態
 - 12 就業時間
 - 13 所属の事業所の名称
 - 14 所属の事業所の事業の種類(産業)
 - 15 仕事の種類(職業)
 - 16 従業上の地位
 - 17 従業地または通学地
- (世帯について調査した事項)
- 18 世帯の種類
 - 19 住居の種類
 - 20 住宅の所有の関係
 - 21 居住室の敷数
 - 22 家計の収入の種類

これらの事項のうち、9および10の出産力に関する事項は、結婚した女子について調査し、11から17までの経済活動に関する事項は、昭和20年末までに生れた人(14才9か月以上の人。ただし、結果の集計のさいは、経済活動に関する事項は15才以上の人のみにについて集計している。)について、昭和35年9月24日から30日までの1週間の事実に基づいて調査した。

調査の事項を前回の昭和30年国勢調査と比較すると、

表 1 各 回 調 査 の 調 査 地
(×は調査結果に含まれていない地域、

調 査 地 域	人					
	昭和35年 10月1日	昭和30年 10月1日	昭和25年 10月1日	昭和22年 10月1日	昭和20年 11月1日	昭和15年 10月1日
北 海 道	5 039 206	4 773 087	4 295 567	3 852 821	3 518 389	3 272 718
根室支庁および根室市	94 685	82 444	69 733	61 869	59 741	83 712
得撫郡, 新知郡および占守郡 泊村, 留夜別村, 紗那村, 留別 村および楽取村	×	×	×	×	×	1 933
色 丹 村	×	×	×	×	×	1 499
根 室 市 ¹⁾	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	35 543
水晶島, 勇留島, 秋勇留島, 志発島および多楽島	×	×	×	×	×	—
そ の 他 の 地 域	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	—
そ の 他 の 地 域	51 945	46 645	39 799	35 822	32 940	30 620
そ の 他 の 地 域	4 944 521	4 690 643	4 225 834	3 790 952	3 458 648	3 189 006
東 京 都	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 354 971
小 笠 原	×	×	×	×	×	7 361
そ の 他 の 地 域	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 347 610
島 根 県	888 886	929 066	912 551	894 267	860 275	740 940
隠 岐 島	41 639	43 814	44 842	42 400	39 663	31 794
五 箇 村	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	2 853
竹 島	×	×	×	×	×	—
そ の 他 の 地 域	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	—
そ の 他 の 地 域	37 946	39 845	40 751	38 652	35 964	28 941
そ の 他 の 地 域	847 247	885 252	867 709	851 867	820 612	709 146
鹿 児 島 県	1 963 104	2 044 112	1 804 118	1 746 305	1 538 466	1 589 467
大 島 郡 お よ び 名 瀬 市	200 448	209 373	1 484	1 304	×	185 059
三島村(硫黄島, 竹島および黒 島)	1 363	1 352	1 484	1 304	×	3 564
十島村および横当島(吐噶喇列 島)	2 602	2 658	×	×	×	
そ の 他 の 地 域(奄美群島) ⁴⁾	196 483	205 363	×	×	×	181 495
そ の 他 の 地 域	1 762 656	1 834 739	1 802 634	1 745 001	1 538 466	1 404 408
そ の 他 の 42 府 県	75 843 430	73 492 180	69 909 901	66 607 303	62 592 690	59 581 633
計	93 418 501	89 275 529	83 199 637	78 101 473	71 998 104	72 539 729
沖 縄 県	×	×	×	×	×	574 579

1) 昭和 32 年 8 月 1 日根室支庁根室町と和田村の区域が根室市となり、さらに昭和 34 年 4 月 1 日根室市と根室支庁歯舞村の区域が根室市となる。

2) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯 30 度以北にあるもの(口之島を除く)。昭和 27 年 2 月 10 日に旧十島村から分離して三島村になる。

3) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯 29 度と北緯 30 度との間にあるもの(口之島を含む)。昭和 20 年 9 月 2 日以後連合国の管理下にあったが、昭和 26 年 12 月 5 日に返還され、昭和 27 年 5 月 1 日現在により人口調査を実施(人口 2,968 人)

域 の 人 口 お よ び 面 積 (大正 9 年~昭和 35 年)
—は不詳、面積の単位は平方キロメートル。)

口				面					積				
昭和10年 10月1日	昭和5年 10月1日	大正14年 10月1日	大正9年 10月1日	昭和35年	昭和30年	昭和25年	昭和20年	昭和15年					
3 068 282	2 812 335	2 498 679	2 359 183	78 508.67	78 508.67	78 486.06	78 459.68	88 775.04					
78 241	71 325	56 891	52 134	3 445.01	3 445.01	3 490.45	3 496.13	13 811.49					
2 881	459	500	3 115	×	×	×	×	5 319.61					
14 656	13 749	13 436	11 479	×	×	×	×	4 639.04					
1 177	911	857	542	×	×	×	×	255.12					
32 012	29 986	28 890	24 770	403.22	403.22	436.29	436.29	536.88					
—	—	—	—	×	×	×	×	101.59					
—	—	—	—	403.22	403.22	436.29	436.29	435.29					
27 515	26 220	13 208	12 228	3 041.79	3 041.79	3 054.16	3 059.84	3 060.84					
2 990 041	2 741 010	2 441 788	2 307 049	75 063.66	75 063.66	74 995.61	74 963.55	74 963.55					
6 369 919	5 408 678	4 485 144	3 699 428	2 026.89	2 023.01	2 031.12	2 041.86	2 144.80					
6 729	5 742	5 780	5 425	×	×	×	×	102.94					
6 363 190	5 402 936	4 479 364	3 694 003	2 026.89	2 023.01	2 031.12	2 041.86	2 041.86					
747 119	739 507	722 402	714 712	6 625.03	6 625.04	6 626.06	6 623.30	6 624.60					
32 750	34 134	34 580	36 539	347.71	347.71	347.61	346.73	348.03					
3 006	3 175	3 330	3 522	51.57	51.57	51.44	50.56	51.86					
—	—	—	—	×	×	×	×	1.30					
—	—	—	—	51.57	51.57	51.44	50.56	50.56					
29 744	30 959	31 250	33 017	296.14	296.14	296.17	296.17	296.17					
714 369	705 373	687 822	678 173	6 277.32	6 277.33	6 278.45	6 276.57	6 276.57					
1 591 466	1 556 690	1 472 193	1 415 582	9 140.17	9 140.17	7 825.68	7 814.77	9 103.81					
204 640	207 785	207 252	213 849	1 356.20	1 356.20	31.61	×	1 289.04					
} 3 667 }	} 3 723 }	} 3 340 }	} 3 338 }	31.61	31.61	31.61	×	} 18.43 }					
				87.54	87.54	×	×						
200 973	204 062	203 912	210 511	1 237.05	1 237.05	×	×	1 270.61					
1 386 826	1 348 905	1 264 941	1 201 733	7 783.97	7 783.97	7 794.07	7 814.77	7 814.77					
56 884 868	53 355 286	50 000 782	47 202 576	273 359.98	273 363.85	273 315.23	273 510.93	273 510.93					
68 661 654	63 872 496	59 179 200	55 391 481	369 660.74	369 660.74	368 284.15	368 451.43	380 159.18					
592 494	577 509	557 622	571 572	×	×	×	×	2 386.24					

4) 鹿児島県大島郡の区域のうち、北緯 29 度以南にあるものおよび名瀬市。昭和 20 年 9 月 2 日以後連合国の管理下にあったが、昭和 28 年 12 月 25 日に返還され、昭和 29 年 8 月 1 日現在により人口調査を実施(人口 201,132 人)。

5) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73 人)を含む。

6) 昭和 15 年の総面積から調査結果に含まれていない地域を除いた数値との間に 0.89 平方千の誤差がある。

調査の方法

1 調査区

調査の実施に先立ち、昭和35年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図、調査区一覧表等の関係書類が作成された。この調査区は、昭和30年国勢調査のため設定された調査区とは若干異った基準により全面的に設定替えされたものである。すなわち、従来は町・大字の境界を尊重して調査区が設定されていたのに対し、今回の設定にあたっては、原則として道路、河川、鉄道等の明瞭な地形地物を調査区の境界とする方法がとられた。また、従来一般調査区に含まれていた50人以上の常住者のいる寄宿舍、寮などのある地域を特別調査区とした点も変更のいちじるしい点である。調査区の設定は、調査日の1年前、昭和34年10月1日現在で行なわれ、その後、たとえば集団住宅の建設などの理由により逐次修正を加えて調査日現在で確定した。最終的に確定した調査区数は、446,512で、昭和30年国勢調査のさいと比較すると53,610の増加を示している。

調査区設定の基準は、市区町村の区域ごとに、まず、常住者がいないか、いてもきわめて僅かでかつ広大な地域または特殊な人口の集まっている地域について特別調査区を設定し、さらに、港湾の水域および水上生活者のいる河川または運河の河口に近い水域について水面調査区を設定し、残りの地域について、調査区が平均50世帯を含むよう地理的に明瞭な地形地物によって一般調査区を設定した。

以上の各種調査区の数およびその内訳は、つぎのとおりである。

一般調査区	413,792
特別調査区(合計)	31,331
山林・原野などの地域	20,856
広大な学校・工場などの地域	1,054
社会施設のある地域	3,553
刑務所等のある地域	290
自衛隊地域	350
駐留軍地域	198
50人以上の寄宿舍・寮	5,030
水面調査区	1,389
合計	446,512

このようにして設定された調査区は、昭和35年国勢調査の実施の基礎となり、各調査区に原則として1名の調査員を配置して調査を行なった。

なお、これらの調査区は、国勢調査の終了後も各種統計調査、とくに標本調査の地域的抽出単位としてひろく利用されている。

2 調査票

昭和35年国勢調査に用いられた調査票は、1枚に12人記入できる世帯票様式で、世帯ごとに作成された。調

査票の記入は、前述の「調査の事項」で述べた事項のうち、1から10までの各事項については、世帯主が記入(自計申告)し、11から22までの各事項については、世帯主の答申に基づき調査員が記入(他計申告)する、一部自計一部他計の記入方式によつた。

以上は、一般の世帯に用いられた調査票で、国勢調査ではこのほか、国勢調査特別調査票(自衛隊地域用および矯正施設地域用の二種)が用いられた。特別調査票はそれぞれ、自衛隊の営舎内または艦船内居住者および矯正施設の収容者の調査に用いたものである。特別調査票はいずれも40人の連記票様式で、かつ調査事項のうち、一部の事項については、答申が画一的に定まるため、特別調査票に含まれていない。すなわち、自衛隊地域用のものは、前述の調査の事項の2、5および11以下の各事項が含まれておらず、矯正施設地域用のものは、2および11以下の各事項が含まれていない。

3 照査表

調査に際しては、調査票のほか照査表(自衛隊地域および矯正施設の特別調査区においては特別照査表)が作成された。照査表は、各調査区ごとに、調査員によつて作成されたもので、各世帯の世帯番号、世帯主氏名、所在地、世帯人員、世帯の特性等が記入され、調査員が調査を行なう際の世帯および世帯人員の確認に役立てられたほか、世帯および人口概数の算出に用いられた。

照査表に記入された世帯の特性は、世帯を経済的特性および種別によつて9区分(普通世帯については、漁家、農林業の就業者のみの農家等の7区分、準世帯については、世帯人員20人以上および未満の2区分)に分けたもので、この結果は、市町村において各調査区の特性格別世帯数を示す、特性格別調査区一覧表にまとめられている。世帯の特性は、国勢調査調査区を標本調査に用いる場合の、標本設計の資料として用いるために、照査表に設けられた事項である。

4 準備調査

国勢調査員は、昭和35年9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内の世帯を巡回確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、調査票を配布して自計申告事項およびおぼえ書き欄(世帯員のうち、勤め人について、その氏名、勤め先の名称、事業の種類、仕事の種類および従業地をあらかじめ世帯の人に記入させ、国勢調査員の活動を便ならしめるため設けられた。)の記入を依頼した。この際、国勢調査員は、各世帯の世帯主氏名等の事項を照査表に記入するとともに、調査区要図の用紙に各世帯の位置と世帯番号を記入した。調査員は準備調査を完了するごとに、各世帯の世帯番号を記入した世帯番号札を、実地調査のための目印として、各世帯の戸口にてん布した。

5 実地調査

実地調査は、昭和35年10月1日から3日までの3日

間に行なわれた。この期間に調査員は、受持ち調査区内の世帯を再訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した事項について検査するとともに、他計申告事項について世帯主に質問し、その答申によって、調査票の記入を行なった。この際、調査票の記入と準備調査で作成した照査表とを照合し、調査票によって必要な訂正を行なった。

集計および結果の公表

1 世帯および人口概数

昭和35年国勢調査による最初の結果数字として、全国都道府県市区町村の男女別人口および世帯概数を昭和35年12月5日に公表した。この数字は、国勢調査員が作成した照査表により市町村がとりまとめた市町村要計表およびこれによって都道府県が作成した都道府県要計表を用いて、統計局が集計したものである。この結果数字をまとめた「全国都道府県郡市区町村別世帯および人口概数」は昭和35年12月10日に刊行された。

この概数によると、人口総数は、93,406,830人(後に明らかにされた確定人口93,418,501人より11,671人少ない。)で、そのうち男は45,871,194人、女は47,535,636人であった。また、世帯数は20,638,752世帯であった。

2 確定人口

確定人口は、全国から統計局に進達された調査票により、都道府県郡市区町村別に集計を行ない、昭和36年3月1日、3月15日、3月30日および4月25日の4回に分けて逐次結果を官報により公表し、4月30日には「全国都道府県郡市区町村別人口(確定数)」を刊行した。確定人口総数は93,418,501人で、男女別の集計は行なわなかった。なお、この確定人口には、市区町村ごとに、自衛隊の営舎内または船舶内の居住者、および監獄の在監者または少年院・婦人補導院の在院者数を再掲してある。

この報告書に掲げる昭和35年国勢調査の結果数字が、すべてこの確定人口であることはいうまでもない。

3 人口集中地区の人口

上にのべた確定人口は、都道府県および市区町村という行政区域の人口であるが、昭和35年国勢調査では、はじめて、これら行政区域内でとくに人口密度が高く、かつその人口が大きい地域を地理的に区分して、これを「人口集中地区」として設定し、その人口を集計した。

人口集中地区人口の集計結果は、本年7月27日公表したが、これは「昭和35年国勢調査人口集中地区の人口(速報)」(昭和36年8月21日刊)にまとめられてい

る。なお、人口集中地区にかんする結果は、人口のほか、その面積および人口集中地区の境界を示す地図をまとめて編集する予定であり、本年末ごろ、刊行の見込みである。また、以下でのべる1%抽出集計、全数集計および10%抽出集計においても、人口集中地区についての調査項目別集計が行なわれる予定である。

4 1%抽出集計

年令別、男女別、配偶関係別、1年前の常住地別、教育属性別、出産力事項別、就業状態別、産業別、職業別等の人口の諸属性別および世帯・住居にかんする事項について、結果を速報するためおよび全数集計では集計困難な結果表を集計するため、全数集計にさきだつて1%抽出集計が行なわれた。1%抽出集計は全世帯の調査票から100分の1の世帯の調査票を系統的に抽出し、これにもとづいて集計を行なうものであるが、昭和36年10月末集計を完了し、11月13日に結果の概要を公表した。この結果はまず速報によって公表し、その後、本報告書につづく「昭和35年国勢調査報告第2巻1%抽出集計結果」として集録刊行する予定である。

なお、1%抽出集計の結果表の細目は表2(8頁参照)に示すとおりである。

5 全数集計

年令別、男女別、配偶関係別、1年前の常住地別、教育属性別、出産力事項別、就業状態別、産業別、職業別、従業地別等の人口の諸属性別および世帯・住宅にかんする事項についての、全調査票による全数集計作業は、都道府県ごとに進められ、集計の終わったものから逐次報告書「昭和35年国勢調査報告第4巻都道府県編」により公表し、最後に全国をまとめた結果を「昭和35年国勢調査報告第3巻全国編」として公表する予定であつて、集計完了は昭和38年7月末の見込みである。全数集計の結果表の細目は、表3(9頁参照)に示すとおりである。

6 10%抽出集計

年令別、男女別、配偶関係別、1年前の常住地別、出産力事項別、産業別、職業別等の人口属性別および世帯にかんする事項について、1%抽出集計および全数集計で集計されなかった結果表を特別に集計するため、全数集計の完了後、全世帯の調査票から10分の1の世帯の調査票を系統的に抽出して10%抽出集計を行なう。

集計の完了は昭和39年3月末の見込みであるが、この結果は特別報告書によって公表する予定である。10%抽出集計の結果表の細目は表4(10頁参照)のとおりである。

表 2 昭和 35 年国勢調査 1%抽出集計集計事項

表章地域

全……全国、市部、郡部(*印の表についてはそれぞれを人口集中地区、人口集中地区以外の地区に分ける。)
県……都道府県および 6 大都市

表 番 号	事 項	表 章 地 域
第 1 表	年令(各才)および男女別人口(総数および日本人)	全*
第 2 表	年令(5才階級)および男女別人口	全 県
第 3 表	配偶関係、年令(5才階級)および男女別15才以上人口	全*
第 4 表	配偶関係、年令(10才階級)および男女別15才以上人口	県
第 5 表	国籍(4区分)および男女別人口	全*
第 6 表	国籍(2区分)および男女別人口	県
第 7 表	1年前の常住地(50区分)および男女別1才以上人口	全 県
第 8 表	1年前の常住地(5区分)、年令(10区分)および男女別1才以上人口	全* 県
第 9 表	1年前の常住地(12区分)、労働力状態、産業(大分類)および男女別15才以上人口	全* 県
第 10 表	1年前の常住地(5区分)、職業(大分類)および男女別15才以上就業者数	全* 県
第 11 表	労働力状態、年令(5才階級)および男女別15才以上人口	全* 県
第 12 表	産業(中分類)および男女別15才以上就業者数	全 県
第 13 表	産業(中分類)、年令(5才階級)および男女別15才以上就業者数	全*
第 14 表	産業(小分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全*
第 15 表	産業(大分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全 県
第 16 表	産業(大分類)、従業上の地位、年令(5才階級)および男女別15才以上就業者数	全*
第 17 表	産業(大分類)、従業上の地位、年令(10才階級)、配偶関係および男女別15才以上就業者数	全
第 18 表	職業(中分類)および男女別15才以上就業者数	全 県
第 19 表	職業(中分類)、年令(5才階級)および男女別15才以上就業者数	全*
第 20 表	職業(小分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全*
第 21 表	職業(大分類)、従業上の地位、年令(10才階級)、配偶関係および男女別15才以上就業者数	全
第 22 表	産業(中分類)、職業(中分類)および男女別15才以上就業者数	全
第 23 表	就業時間、産業(大分類)、従業上の地位および男女別15才以上従業中の就業者数	全*
第 24 表	就業時間、職業(大分類)、従業上の地位および男女別15才以上従業中の就業者数	全*
第 25 表	失業前の産業(大分類)、従業上の地位および男女別15才以上完全失業者数	全
第 26 表	失業前の職業(大分類)および男女別15才以上完全失業者数	全
第 27 表	失業前の従業上の地位、年令(5才階級)および男女別15才以上完全失業者数	全
第 28 表	在学か否かの別、年令(5才階級)、卒業者の学歴および男女別6才以上人口	全*
第 29 表	在学か否かの別、年令(10才階級)、卒業者の学歴および男女別6才以上人口	県
第 30 表	在学か否かの別、労働力状態、産業(中分類)、卒業者の学歴および男女別15才以上人口	全*
第 31 表	在学か否かの別、労働力状態、職業(小分類)、卒業者の学歴および男女別15才以上人口	全*
第 32 表	年令(5才階級)別15才以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数	全* 県
第 33 表	年令(5才階級)、配偶関係および出生児数別15才以上既婚日本人女子数および平均出生児数	全*
第 34 表	年令(5才階級)および結婚年数別15才以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数	全*
第 35 表	年令(5才階級)および普通世帯の経済構成別15才以上既婚日本人女子数および平均出生児数	全*
第 36 表	世帯人員別普通世帯数、普通世帯人員および平均世帯人員(1人の準世帯特掲)	全* 県
第 37 表	普通世帯の構成別普通世帯数および普通世帯人員	全*
第 38 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および親族人員別普通世帯数、親族人員および平均親族人員	全* 県

(表 2 つづき)

表 番 号	事 項	表 章 地 域
第 39 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成、世帯主の年令(10才階級)、配偶関係および男女別普通世帯数および親族人員(1人の準世帯特掲)	全*
第 40 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および14才以下親族人員別普通世帯数	全* 県
第 41 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および65才以上親族人員別普通世帯数	全* 県
第 42 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および男女別15才以上親族就業者数別普通世帯数	全* 県
第 43 表	経済構成別普通世帯数および親族人員	全*
第 44 表	経済構成および親族人員別普通世帯数、親族人員および平均親族人員	全* 県
第 45 表	経済構成および65才以上親族人員別普通世帯数	全* 県
第 46 表	経済構成および男女別15才以上親族就業者数別普通世帯数、親族就業者数	全* 県
第 47 表	普通世帯の経済構成、世帯主との続き柄、労働力状態および産業(大分類)別人口(1人の準世帯特掲)	全
第 48 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および経済構成別普通世帯数および親族人員	全* 県
第 49 表	家計の収入の種類および経済構成別普通世帯数および普通世帯人員(1人の準世帯特掲)	全* 県
第 50 表	住居の種類および住宅の所有の関係別普通世帯数、普通世帯人員、平均世帯人員、畳数および1人あたり畳数(1人の準世帯特掲)	全* 県
第 51 表	住宅の所有の関係、世帯人員および畳数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員	全* 県
第 52 表	住宅の所有の関係、畳数および1人あたり畳数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員	全* 県
第 53 表	経済構成および1人あたり畳数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員	全*
第 54 表	経済構成、住居の種類および住宅の所有の関係別普通世帯数、普通世帯人員、平均世帯人員、畳数および1人あたり畳数	全*
第 55 表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成および1人あたり畳数別住宅に住む普通世帯数	全*

表 3 昭和 35 年国勢調査全数集計集計事項

表章地域

全……全国、市部、郡部
県……都道府県、市部、郡部
市……各市区
町……町および村

(*印の表は各市区町村を人口集中地区とそれ以外の地区に分ける。)

表 番 号	事 項	表 章 地 域
第 1 表	年令(各才)および男女別人口(町村は5才階級)	全 県 市 町*
第 2 表	年令(各才)および男女別日本人数	全
第 3 表	年令(5才階級)、配偶関係および男女別15才以上人口	全 県 市 町*
第 4 表	外国人の国籍および男女別人口	全 県
第 5 表	1年前の常住地(50区分)および男女別1才以上人口	全 県 6 大 都 市
第 6 表	労働力状態および男女別15才以上人口	全 県 市 町*
第 7 表	産業(中分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全 県
第 8 表	産業(中分類)および男女別15才以上就業者数	市
第 9 表	産業(大分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	市 町*
第 10 表	職業(中分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全 県
第 11 表	職業(大分類)および男女別15才以上就業者数	市 町*
第 12 表	就業時間、従業上の地位および男女別15才以上従業中の就業者数	全 県 市 町
第 13 表	在学か否かの別、卒業者の学歴および男女別15才以上人口	全 県 市 町*
第 14 表	年令(5才階級)別15才以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数	全 県 市 町*

(表3つづき)

表 番 号	事 項	表 章 地 域
第 15 表	世帯の種類および普通世帯の世帯人員別世帯数および世帯人員	全 県 市 町*
第 16 表	住居の種類および住宅の所有の係別普通世帯数、世帯人員、世帯数および1人あたり世帯数(1人の準世帯特掲)	全 県 市 町*
第 17 表	世帯主の労働力状態、産業(大分類)別普通世帯数および普通世帯人員	全 県 市 町*
第 18 表	家計の収入の種類別普通世帯数	全 県 市 町
第 19 表	常住地によって区分した従業・通学地別15才以上就業者・通学者数	市 町
第 20 表	従業・通学地によって区分した常住地別15才以上就業者・通学者数	市 町
第 21 表	従業・通学地または常住地によって区分した産業(大分類)別15才以上就業者数および通学者数	全 県 市 町

表 4 昭和 35 年国勢調査 10 %抽出集計集計事項

表 章 地 域

全……………全国、人口集中地区、人口集中地区以外の地区

8大ブロック…………北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8
区分をいい、それぞれを人口集中地区、人口集中地区以外
の地区に分ける。県……………都道府県および6大都市 (*印の表については都道府県
をさらに人口集中地区、人口集中地区以外の地区に分け
る。)

表 番 号	事 項	表 章 地 域
第 1 表	年令(各才)、配偶関係および男女別15才以上人口	全、県*
第 2 表	1年前の常住地(12区分)、年令(10区分)および男女別1才以上人口	全、県*
第 3 表	産業(小分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全、県
第 4 表	職業(小分類)、従業上の地位および男女別15才以上就業者数	全、県
第 5 表	年令(5才階級)、結婚年数および出生児数別夫と同居の15才以上既婚日本人女子数および平均出生児数	全、8大ブロッ ク
第 6 表	年令(5才階級)、結婚年数、夫の学歴および有児、無児の別、夫と同居の15才以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数	全、8大ブロッ ク
第 7 表	年令(5才階級)、夫の労働力状態、産業(2区分)、従業上の地位および有児、無児の別、夫と同居の15才以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数	全、8大ブロッ ク
第 8 表	経済構成別普通世帯数および男女別15才以上親族就業者数	全、県*
第 9 表	経済構成、15才以上親族人員および男女別15才以上親族就業者数別普通世帯数	全、県*
第 10 表	普通世帯の経済構成、世帯主との続き柄、労働力状態および産業(大分類)別人口(1人の準世帯特掲)	全、県*

調査地域の面積

この報告書に掲げた昭和35年10月1日現在の都道府県市区町村別面積は、建設省国土地理院から公表された「昭和35年全国都道府県市区町村別面積調」(第1部は昭和36年3月に、第2部は昭和36年9月に、それぞれ公表された。)によっている。

建設省国土地理院において都道府県市区町村別面積を調査した方法は、概略つぎのとおりである。

面積は昭和30年10月1日現在の面積数値^{注)}にもとづいているが、昭和30年10月2日以後市区町村界に変更のあったものについては、つぎのような方法でその面積が算出されている。

1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条の規定により、市区町村の廃置分合および境界変更を官報に告示されたもののうち、市区町村界が局地的に変更されることなくして、合併、編入された市区町村については、面積値の組み替えによって算出されている。

境界の一部が変更された市町村については、異動後の境界を国土地理院発行の5万分の1地形図上に図示したのによって、その面積が改測されている。ただし、図示するまでに調査の行きとどいていないものについては、境界未定または調査未了と記されている。

2 5万分の1地形図の修正測量によって、従来の市区町村界の一部が訂正されたものについては、上記官報告示によるものに準じて、関係市区町村の面積が算出されている。

3 所属未定地(主として埋立地)の編入について——昭和30年10月1日現在発行中の5万分の1地形図において図示されていないものは、この「面積調」においては、関係市区町村に編入されていない。

4 北海道の市町村面積について——昭和30年10月2日以降、境界の異動があったもののうち、市町村界が局地的に変更されることなく合併、編入されたものについてのみ、市町村の面積数値を更新し、局地的な境界変更を伴うものについては、調査されていない。

注) この昭和30年10月1日現在の面積は、建設省(旧)地理調査所(現国土地理院)および総務省統計局が、終戦後修正をほどこした5万分の1地形図(応急修正版)上においてあらたに測定した昭和30年10月1日現在の境域による市区町村の平面面積である。

なお、つぎの諸点に注意を要する。

1 上に記したように、国土地理院から公表された市町村別面積には、一部に、境界未定または調査未了の理由によって、関係市区町村の合計面積しか示されていない場合とか、あるいは昭和30年10月2日以降昭和35年10月1日までの間に境界変更があって、しかも変更以前の境界による面積が示されている場合がある。これらにつ

いては、統計利用者の便宜のため、可能な限り総務省統計局において下の(1)、(2)にのべる措置をとって、昭和35年10月1日現在の関係市区町村別の面積を算出あるいは測定し、これにそのむねの注記を付して本報告書に登載することとした。したがって、これらの地域の面積は、後に国土地理院で測定のうえ公表するものとはかならずしも一致しないことがあるので、その利用にあたっては注意されたい。

(1) 境界未定のため国土地理院が関係市区町村の合計面積を公表したものについては、昭和30年国勢調査報告第1巻において総務省統計局が各市区町村別に概算配分した数値を、そのまま、または、昭和30年10月2日以降の廃置分合にしたがって組み替えた数値を登載した。

(2) 昭和30年10月2日以降に廃置分合等の異動があり、それによる新しい境界が調査未了のため、当該廃置分合直前の境界による面積が国土地理院から公表されている市区町村については、原則として、総務省統計局において当該廃置分合による新境界を推定のうえ、これによって測定した面積を登載することとした。ただし、若干の市町村については、本局において新境界が推定できないため、「地方団体に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令」(昭和35年自治省令第11号)第40条第2項第10号の規定による異動地域の面積を当該市区町村の異動前の面積に加減した数値を登載した。

2 河川は、その河口をもって海陸の分界とみなし、所属市区町村面積に含めてある。

3 かた、湖、沼および池の面積は、所属市区町村の面積に含めてあるが、所属行政区域が不明なものについては、それぞれつぎのように表示されている。

(1) 郡部または1郡の中に含まれていることは明瞭であるが、所属町村の不明な水域については、郡部または当該郡の面積に包含されている。

(2) 市部の中に含まれていることは明瞭であるが所属市の不明な水域については市部の面積に包含されている。

(3) 郡市界をまたぎ、所属市町村の不明なものについては、県の面積に包含されている。

(4) 都道府県界をまたぎ、かつ所属市区町村の不明なものについては、都道府県の面積に含まれず別個に表示されている。

4 海岸線は平均高潮界によっている。

この報告書には、昭和35年の面積のほか、大正9年以降5年ごと、および昭和22年の各調査当時の面積を掲げてある。もちろん、これらの面積は、この報告書に掲げた各回人口の調査地域(「調査の地域」の項参照)と同じ範囲の面積であって、人口の調査地域が年によって異なるため面積にも相違がある。その相違は、表1「各回調査の調査地域の人口および面積」(4頁参照)に示されるとおりである。

これら各回調査の面積は、地域範囲が同じ場合でも、年

によって多少の変化が生じている。それは、新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響にもとづくものである。この報告書に掲げた各年の面積の出所はつぎのとおりである。

- 大正 9 年 大正 9 年国勢調査報告第 1 巻(内閣統計局)
- 大正 14 年 大正 14 年国勢調査報告第 1 巻(内閣統計局)
- 昭和 5 年 昭和 5 年国勢調査報告第 1 巻(内閣統計局)
- 昭和 10 年～昭和 22 年 昭和 10 年全国市町村別面積調
(内閣統計局)
- 昭和 25 年 全国市町村別面積調査(建設省地理調査所)
- 昭和 30 年 昭和 30 年国勢調査報告第 1 巻および昭和
30 年国勢調査全国都道府県郡市区町村別
面積改定表(総理府統計局)

これらのうち、大正 9 年の面積は当時の陸地測量部の測定によるものであり、大正 14 年および昭和 5 年の面積は、大正 9 年測定当時の基本地図に改測または修正を加えたも

の面積である。昭和 10 年の面積は、陸地測量部と内閣統計局と共同で陸地測量部指導の下に、同部発行の 5 万分の 1 地形図にもとづいて、昭和 10 年 3 月 31 日現在により測定したものである。以後の昭和 15 年、20 年、22 年および 25 年の面積は、昭和 10 年の面積を基礎とし、調査地域の異動および市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行なったものである。ただし、昭和 25 年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また昭和 10 年以降において海岸線がいちじるしく変化した区域の市町村をも改測した。

昭和 30 年の面積数値は、すでにふれたように建設省(旧)地理調査所(現国土地理院)と総理府統計局が、終戦後修正をほどこした 5 万分の 1 地形図(応急修正版)上において新たに測定した昭和 30 年 10 月 1 日現在の境域による平面面積である。